

転 出 届 の 手 続 き

R6. 4. 1 改

城陽市から他の市区町村、あるいは国外へ引っ越しをされる方は、**転出する日の14日前から転出する日までに**、転出届を市役所市民課に提出してください。

届出には、**本人確認書類**（運転免許証・パスポート・健康保険証など）が必要です。

なお、転出届を出された方には、国外へ転出される方を除いて、転出証明書を交付します。

新しい市区町村で転入届をするときに、この転出証明書が必要となりますので、大切に保管してください。

1. お住みになってから14日以内に、お渡しした転出証明書と本人確認書類（運転免許証・パスポート・健康保険証など）を持参して、新しい市区町村で転入届をしてください。

本人及び世帯主以外の方が届け出る場合は委任状が必要です。詳しくは新しい市区町村でお尋ねください。

2. 転出予定日からは、城陽市に住所がないものとして取り扱います。

3. 都合により転出を取りやめた場合は、転出証明書を添えて「転出取消」の手続きをしてください。

4. 転出証明書を無くしたときは、すみやかに届け出てください。

※外国人住民の方は、新しい市区町村に「在留カード」「特別永住者証明書」を持参して手続きをしてください。

◆転出に伴って下記に該当する場合は手続きをしてください。

対象の方		手続きの内容	担当課
印鑑登録をされている方		印鑑登録証（城陽市民カード）をお返してください。 ◎転出予定日前日までは印鑑登録証明書を請求できますが、カード以外に転出証明書の提示が必要です。	市民課 ☎56-4025 本庁舎1階
マイナンバーカード（個人番号カード）を お持ちの方・申請中の方		転出先の市区町村にカードを持参して ^(※) 手続きが必要です。 (※)申請中の方はカード持参の必要はありませんが、転入先の市区町村でカードの再申請が必要です。	
住民基本台帳カードを お持ちの方			
し尿収集をされている方		し尿収集を廃止される方は、廃止の届をしてください。 清掃手数料の精算をしてください。	国保医療課 ☎56-4090 本庁舎1階
国民年金	加入者 自営業等の方 第1号被保険者	国民年金手帳・印鑑を持参して手続きをしてください。	
	既に年金を受給している方	年金受給権者住所変更届（国保医療課にあります）を年金事務所へ送付してください。 ※住民基本台帳ネットワークシステムで年金事務所が現況確認できた方は手続き不要です。	
	年金を受給していない60～65歳の方	基礎年金番号住所変更届を転出先の年金事務所へ提出してください。	

(裏面につづく)

対象の方		手続きの内容	担当課
城陽市の国民健康保険に 加入されている方		国民健康保険被保険者証・印鑑を持参して転出の手続きをしてください。	国保医療課 ☎56-4038 本庁舎1階
後期高齢者医療制度に 加入されている方		後期高齢者医療被保険者証・印鑑を持参して転出の手続きをしてください。	国保医療課 ☎56-4039 本庁舎1階
福祉医療【老人・障害・ひとり親】及び 子育て支援医療の助成を受けている方		医療受給者証・印鑑を持参して転出の手続きをしてください。	
125cc以下のバイクを お持ちの方		ナンバープレートを返却し、廃車手続きをしてください。(印鑑が必要です)	税務課 ☎56-4024 本庁舎2階
市税等に未納がある方		未納の市税等は、納付していただくか、 納付方法についてご連絡ください。	
児童手当を受けている方		手続きが必要です。お子様と別居される場合も届が必要です。	子育て支援課 ☎56-4036 西庁舎1階
児童扶養手当・特別児童扶養 手当を受けている方		手当証書・印鑑を持参して住所変更届の手続きをしてください。	
介護保 険	65歳以上の方	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証等をお返してください。	高齢介護課 ☎56-4043 西庁舎1階
	40～64歳まで 要介護認定を受けている方	◎介護認定の申請中または認定を受けておられる方は、受給資格証明書を発行します。	
市立の小学校及び中学校の 児童・生徒		今までの学校で転学手続きをしてください。	在籍している学校
水道（下水道）の手続き		水道（下水道）を止める手続きは、 Tel 0774-52-4801 に電話してください。 (番号はお間違えないようにお願いします)	上下水道部 経営管理課 (平川広田67番地) ☎52-4801
在外選挙人名簿への登録を される方（海外転出者）		選挙管理委員会事務局または転出先の公館で、在外選挙人名簿登録の手続きをしてください。	選挙管理委員会事務局 ☎56-4008 本庁舎3階
「広報じょうよう」の 配布停止を希望される方		「広報じょうよう」は、空き家への配布はいたしませんので、特段のお手続きは必要ございません。 確実な停止を希望される場合は、(公社)城陽市シルバー人材センター (Tel0774-52-9486) までご連絡ください。	秘書広報課 広報広聴係 ☎56-4051 本庁舎2階
妊 娠 中 の 方		城陽市発行の妊婦健康診査受診券・妊婦歯科健康診査受診票は使用できなくなります。 転出先の市区町村にお問い合わせください。	保健センター 健康推進課 〒610-0111 (富野久保田1番地の1) ☎ 55-1111 FAX 55-1140
犬の登録をされている方		転出先の市区町村で飼い犬の所在地変更の手続きをしてください。	衛生センター 環境課 ごみ減量推進係 (寺田南堤下1番地) ☎53-1400